

## 業務委託契約書

株式会社 NTT データ経営研究所（以下「甲」という。）と●●●●株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が乙に委託する業務について、次の契約要綱及び契約約款に基づき、本契約を締結する。

### [ 契 約 要 綱 ]

1. 業務委託名	●●●●●●
2. 業務委託内容	別紙「業務委託仕様書」のとおり
3. 契約形態	請負契約
4. 契約金額	●●円（消費税相当額を除く）
5. 契約期間	2026年●●月●●日～20●●年●●月●●日
6. 支払条件	一括払い 請求書受領日の翌日から起算して60日以内 ただし、契約要綱記載の業務が、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律に定める中小受託事業者との取引の対象となる場合には、第19条第3項に定める通り。
7. 特約事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・別紙2「確定検査における特約条項」及び別紙3「地域課題解決に資する推進体制構築支援に関する調査研究等の請負情報保護・管理要領」を適用する。</li><li>・乙は、委託業務の実施に要する経費を甲が本契約の受託者を募るために作成した応募要領（以下「応募要領」という。）及び甲が別に定める経費処理要領に記載の方法によって算定し、実施計画書の積算に記載された項目に従って支出しなければならない。</li><li>・本契約に定めのない事項又は本契約の内容と応募要領の内容との間に相違がある場合には、応募要領の定めを適用するものとする。</li></ul>

本契約締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。本書を電磁的に保管する場合には、前記の記載によらず、本契約締結の証として本書の電磁的記録を作成し、甲乙にて記名押印又はこれに代わる電磁的処理を施し、それぞれ保管するものとする。

2026年●●月●●日

甲 東京都千代田区平河町二丁目7番9号  
株式会社NTTデータ経営研究所  
代表取締役社長 山口 重樹

乙

## [ 契 約 約 款 ]

### (目的)

第1条 甲は、契約要綱記載の業務（以下「本業務」という。）を乙に委託し、乙は、別紙「業務委託仕様書」その他関連資料（以下「仕様書等」という。）に基づきこれを行うものとする。なお、本業務が、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下、「取適法」という。）に定める中小受託事業者との取引の対象となる場合には、甲は本契約書をもって委託を行い、乙は本契約書をもって受託するものとする。

### (実施責任者)

第2条 乙は、本業務を開始するまでに、本業務を実施する責任者（以下「実施責任者」という。）を定め、直ちに甲に対し書面により通知するものとする。

2 実施責任者は、以下の事項を行いその責任を負うものとする。

- (1) 乙の従業員への指示管理
- (2) 本業務に関する甲への報告及び通知
- (3) 機密情報（複製物を含む。）の管理
- (4) その他本業務に関連する事項

3 乙は、実施責任者を変更しようとする場合、あらかじめ甲に対し書面により通知するものとする。

### (監督員)

第3条 甲は、監督員を定めた場合、乙に通知するものとする。

2 監督員は、以下の事項を行うものとする。

- (1) 本業務に関する乙の実施責任者への依頼及び要請
- (2) 本業務に関する乙への報告確認及び乙への通知
- (3) その他本業務に関連する事項

3 甲は、監督員を変更した場合、乙に通知するものとする。

### (仕様)

第4条 乙は、仕様書等に基づき本業務を実施するものとする。

2 乙は、仕様書等に疑義を生じた場合、直ちに甲に通知し、甲は速やかにその措置を決定し乙に通知するものとする。

### (仕様書等の変更)

第5条 甲は、仕様書等に変更を行う必要が生じた場合、乙と協議のうえ、仕様書等を変更することができるものとする。

### (作業実施報告等)

第6条 乙は、仕様書等で作業実施報告の提出を定めた場合、本業務に係る作業内容を別途甲が指定する日までに書面にて甲に報告するものとする。

2 甲は、乙から前項の報告を受けた場合は、速やかにその内容を確認し、その結果を乙に通知するものとし、当該通知の日をもって作業内容確認日とする。

3 甲は、第1項にかかわらず必要があると認めたときは、乙に対して本業務の実施状況等（本契約又は仕様書等において納入物を納入する旨を定めた場合は、納入物の内容の確認を含む。）について報告を求め又は調査を行うことができ、乙は直ちにこれに応ずるものとする。

### (従業員に対する責任)

第7条 乙は、本業務に従事する乙の従業員（以下「乙の従業員」という。）について、使用者としての法律上のすべての責任を負うものとする。また、乙は、本業務遂行中に発生した乙の従業員の業務上の災害に対する補償について一切の責任を負うものとする。

2 乙は、本業務の遂行にあたり、事業主としての財務上、法律上のすべての責任を負うものとする。

### (緊急の措置)

第8条 乙は、本業務の実施に伴い緊急に甲からの指示を受けるべき事態が発生した場合は、直ちに甲に連絡しその指示を受けるものとし、甲からの指示を受けることができず適宜の応急措置をとったときは、事後直ちに甲に報告するものとする。

### (実施場所)

第9条 乙は、甲が必要と認めた場合は本業務を甲又は甲の顧客の提供した場所で行うものとする。

2 乙は、甲又は甲の顧客が提供した場所で本業務を遂行する場合は、甲又は甲の顧客の内部規則等を遵守し、乙の従業員をして遵守させるものとする。

(機密情報)

第10条 本契約において機密情報とは、甲及び乙から相手方に対し本契約の履行(以下「開示目的」という。)に関連して開示された技術上、営業その他業務上の情報のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

(以下、機密情報を開示する当事者を「開示者」といい、開示される当事者を「被開示者」という。)

(1) 書面、電磁的記録媒体その他の有形な媒体若しくは電磁的方法(電子メールを含むが、これに限られない。以下同じ。)により、機密である旨表示されたうえで開示されたもの

(2) 口頭等の聴覚的方法又は視覚的方法により、機密である旨通知されたうえで開示されたもの

(3) 口頭等の聴覚的方法又は視覚的方法により開示され、開示後30日以内に当該情報が機密である旨開示者から被開示者に対し書面で通知されたもの

2 前項にかかわらず、被開示者が次の各号に該当する旨を証明した情報は機密情報から除外される。

(1) 開示時点で既に公知のもの又は開示後に被開示者の責に帰すことのできない事由により公知となったもの

(2) 開示者から開示を受ける以前に被開示者において保有していたもの

(3) 開示後に被開示者が守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの

(4) 開示後に被開示者が機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの

(5) 機密情報から除外することに開示者が書面により承諾した情報

(機密保持)

第11条 被開示者は、機密情報を善良な管理者の注意をもって厳に機密として保持するものとし、開示者の事前の書面による承諾を得ることなく、開示目的以外に使用し、又は第三者(甲の直接又は間接の親会社及び本業務に関する甲の顧客を除く)に提供、開示若しくは漏洩してはならない。

2 被開示者は、開示目的を遂行するために接する必要がある自己の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士、弁理士等法令上の守秘義務を負う者以外の者が機密情報に接することのないように機密情報を管理するものとし、また、かかる被開示者の役員及び従業員に対し、本契約に定める機密保持義務の内容を知らしめ、遵守させる

ものとする。この場合において、甲の要請がある場合、乙は、かかる乙の役員及び従業員より、甲が別途定める内容の誓約書を提出させ、その写しを甲に提出するものとする。

3 被開示者は、開示者の事前の書面による承諾を得て第三者に機密情報を開示する場合、当該第三者による機密情報の取扱いについて開示者に対し本契約上の一切の責任を負うとともに、本契約に基づき自己に課される義務と同等以上の義務を当該第三者に課すものとする。

4 第1項にかかわらず、被開示者は、法令、通達、ガイドライン等に基づき、又は裁判所若しくは政府機関の命令により、要求され、若しくは要請される場合には、要求又は要請される範囲に限り機密情報を開示することができるものとする。ただし、当該開示を行うにあたっては、必要最小限の範囲での開示となるよう合理的な努力を行うものとし、開示者にかかる開示の要求又は要請を受けた旨を通知した上で、事前に開示者と開示範囲等必要事項につき協議をするものとする(緊急やむを得ず事前に開示者と協議が困難な場合には開示の事実及びその内容を速やかに開示者に通知するものとする。)。なお、かかる開示の後被開示者の機密保持義務は消滅しない。

5 本契約に基づく機密情報の開示は、被開示者に対し、機密情報に関する一切の知的財産権の移転又は実施権の許諾を伴うものではない。

6 本条及び本契約の各条項に基づく機密保持義務は、本契約が終了した後も継続するものとする。

(機密情報の管理体制)

第12条 被開示者は、開示者から開示を受けた機密情報を他の情報と明確に区別して保管し、その他機密保持のために合理的な措置を講じるものとする。

2 被開示者は、機密情報につき、漏洩、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し又はそのおそれがあることを知った場合、直ちに開示者に通知するものとする。

(機密情報の複製)

第13条 被開示者は、開示者の事前の書面による承諾を得ることなく、機密情報の全部又は一部を複製又は改変してはならないものとする。なお、複製又は改変された機密情報についても機密情報とみなすものとする。

(機密情報の返還又は破棄)

第14条 本契約が終了した場合又は開示者から要請があった場合、被開示者は、機密情報及びそのすべての複製物及び改変物を遅滞なく開示者に返還し、又はこれらを消去若しくは開示者の立会いのもとで破棄（以下「返還等」という。）するものとし、その後、いかなる形態であれ、これらを保持しないものとする。また、開示者の要請がある場合、返還等した日から起算して30日以内に、返還等した旨を証する書面を開示者に提出するものとする。

#### （個人情報の保護）

第15条 本契約において甲及び乙が相手方に個人情報の提供を行う場合、本条の定めに従うものとする。なお、個人情報とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める個人情報をいう。

- 2 甲及び乙は、個人情報の取扱いについて、次の各号に定める義務を負う。
  - （1）個人情報を本契約履行以外の目的のために利用（以下「目的外利用」という。）しないこと
  - （2）個人情報を第三者に提供しないこと
  - （3）個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等（以下「漏洩等」という。）の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること
  - （4）自己の責任において、本契約により個人情報を取り扱う自己の従業者に本条の義務を遵守させること
- 3 甲及び乙は、本契約の履行にあたり必要となる場合を除き、相手方の事前の書面又は電磁的方法による承諾を得ることなく、個人情報を複製してはならない。なお、個人情報の複製物の取扱いは本条に従うものとする。
- 4 甲及び乙は、万が一、個人情報の漏洩等が発生した場合は、直ちに相手方に報告を行い、対応等について相手方と協議するものとする。
- 5 本業務の契約期間が終了した場合又は一方当事者より要請があった場合、相手方当事者は、一方当事者から開示された個人情報（複製物及び電子メールへの添付等の手段により電子的に開示されたものを含む。）を相手方に返還又は破棄若しくは消去したうえで、当該返還日、破棄日若しくは消去日から起算して30日以内に甲が定める確認書を提出するものとする。

#### （権利の帰属）

第16条 本契約に基づき納入物又は報告書等（以下「納入物等」という。）が作成された場合、納入物等の著

作権（著作権法第27条及び第28条を含む。）、産業財産権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、甲に帰属するものとする。なお、当該帰属に関する一切の対価及び費用は、契約要綱記載の契約金額に含まれるものとする。

- 2 乙は、前項に基づき甲に著作権が帰属した著作物に関する著作人権を一切行使しないものとする。
- 3 前項に定める義務は、本契約が終了した後も継続するものとする。

#### （第三者の権利侵害）

第17条 乙は、納入物等が第三者の著作権等を侵害していないことを甲に保証するものとする。

- 2 納入物が第三者の著作権等を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じた場合、乙は、自らの責任と負担においてこれを解決するものとする。
- 3 本条の義務は、本契約が終了した後も継続するものとする。

#### （業務完了確認）

第18条 乙は、本業務を完了したときは、直ちに業務完了報告書を甲に提出し、仕様書等に定める条件に従い、納入物を甲に引渡すものとする。なお、本業務が、取適法に定める中小受託事業者との取引の対象となる場合には、乙は、可能な限り甲への納入物引渡し時に甲に対して請求書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項に基づき本業務の完了を確認した場合は、業務完了確認書により乙に通知するものとし、当該通知の日をもって業務完了確認日とする。
- 3 乙は、甲が納入物の全部又は一部に関し修正する必要があると認めたときは、直ちに修正を行うものとする。
- 4 前項にかかわらず、本業務が、取適法に定める中小受託事業者との取引の対象となる場合には、甲は、納入物の全部又は一部に関する修正依頼を乙の責に帰すべき事由があるときに限定し、かつ次条に規定する支払期日までに依頼するものとする。
- 5 甲は、第1項にかかわらず必要があると認めたときは、乙に対して本業務の実施状況等について報告を求めることができるものとし、乙は、直ちにこれに応じるものとする。

#### （支払方法）

第19条 乙は、業務完了確認書を受領した後、甲に対して契約要綱記載の契約金額に消費税等相当額を加算した金額の請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に従い、乙からの適正な請求書の提出を受けたときは、契約要綱記載の支払条件に従いこれを支払うものとする。なお、乙が個人の場合には、支払時に、契約金額から源泉徴収を行った額を支払うものとする。

3 前二項にかかわらず、本業務が、取適法に定める中小受託事業者との取引の対象となる場合には、以下の各号に定める支払期日をもって支払約定日とする。

(1) 甲は、契約要綱記載の契約期間満了日の翌月末日までに支払うものとする。ただし、契約要綱記載の契約期間満了日以外の日に納入物の引渡しがあったときには、当該納入物の受領日の翌月末日までに支払うものとする。

(2) 前条第3項又は第4項に基づき甲が納入物の全部又は一部に関する修正を乙に依頼したときには、修正後の納入物を受領した日の翌月末日までに支払うものとする。

4 消費税等相当額の計算において、1円未満の端数が生じた場合には、その端数は切り捨てるものとする。

#### (支払遅延損害金)

第20条 甲の責に帰すべき事由により契約金額の全部又は一部を支払約定日に支払うことができない場合、乙は、甲に対し、支払約定日の翌日より支払いの日までの日数(以下「支払遅延期間」という。)に応じ、契約金額のうち支払いが行われていない額に対し年利3%(本業務が、取適法に定める中小受託事業者との取引の対象となる場合、年利14.6%とする)を乗じて計算した金額を支払遅延損害金として請求することができるものとする。

2 前項にかかわらず、天災地変その他やむを得ない事由により支払約定日に支払うことができない場合は、当該事由の継続する期間を、支払遅延期間に算入しないものとする。

3 前項の定めは、本業務が、取適法に定める中小受託事業者との取引の対象となる場合は適用しないものとする。

#### (端数整理)

第21条 本契約に基づく計算にかかる計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、本契約において特に定め

のある場合を除くものとする。

#### (権利義務の譲渡等)

第22条 甲及び乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約上の権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、貸与、担保設定その他の処分をしてはならないものとする。

#### (再委託の禁止)

第23条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾がない限り、本契約の全部又は一部を第三者に再委託してはならないものとする。

2 乙は、甲の承諾を得ようとする場合、再委託を行うすべての第三者(本業務を実施するすべての第三者をいい、最終再委託先までを含む。)を、別途甲が定める方法により甲に対して報告するものとする。なお、乙は、甲がかかる報告内容を甲の顧客からの要請に基づき甲の顧客に開示する場合があることを認識の上、甲に報告するものとする。

3 甲の承諾を得て、乙が第三者に再委託する場合、乙は、本契約に定める甲に対する義務と同等の義務を当該第三者に課すものとする。なお、この場合であっても、乙は、甲に対する本契約の履行義務は免れない。

4 乙は、第1項の規定により第三者に委託した場合には、当該第三者の選定及び監督について、甲に対して責任を負う。

5 第1項の場合において、甲が求めるときは、乙は、甲と同項の第三者をして、甲と当該第三者が乙と同一の権利を有し義務を負うことを内容とする合意書を締結させるものとする。

#### (保証)

第24条 甲が、納入物が本契約の内容に適合していないこと(納入物が仕様書等と一致していないことをいい、以下「契約不適合」という。)を発見したときは、乙に対し、修補、代替物の引渡しその他の1つ又は複数の方法による追完(以下「修補等」という。)、第26条の定めによる損害賠償又は契約金額の減額を請求することができる。なお、甲が契約金額の減額を請求する場合には、あらかじめ相当の期間を定めて履行の追完の催告を行うことを要しないものとする。

2 前項の契約不適合が甲の故意又は重大な過失によるものであるときは、甲は、前項の規定による

修補等及び契約金額の減額を請求することはできない。

- 3 第1項の請求の行使は、原則として甲が、契約不適合を発見した時から1年間以内に当該契約不適合の内容を書面により乙に通知した場合とするが、甲が甲の顧客と1年を超えた契約不適合責任を契約しているときには、当該期間とする。

#### (遅滞金)

第25条 乙の責に帰すべき事由により納期までに納入物を納入することができない場合、乙は、甲に対し、遅滞金として納期の日より納入する日までの日数に応じ1日につき契約金額の1000分の1に相当する額を支払うものとする。なお、本条の規定は、甲に生じた実際の損害額が遅滞金相当額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

#### (損害賠償)

第26条 乙の債務不履行、契約不適合、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、乙の契約違反により甲に損害を与えた場合、乙は甲に対し一切の損害を賠償するものとする。ただし、乙が自己の責に帰すべき事由がないことを証明したときはこの限りではない。

- 2 前項の損害には、甲が乙に対し履行を求め一切の費用、訴訟等裁判手続に関する弁護士費用の相当額が含まれるものとする。

#### (契約の解除)

第27条 乙が次の各号の一に該当する場合、甲は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 重大な過失又は背信行為があった場合
- (2) 支払停止又は支払不能となった場合
- (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
- (4) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があった場合又は競売の申立があった場合
- (5) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始又は特別清算開始の申立があった場合
- (6) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合
- (7) 前各号のほか、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じた場合
- (8) 第22条(権利義務の譲渡等)に違反した場合
- (9) 第28条(反社会的勢力との関係排除)第1項

又は第2項に違反した場合

- (10) 第30条(贈収賄行為の禁止)に違反した場合
- 2 乙が本契約に違反し、当該違反の是正に関する書面による催告を受領した後30日以内にこれを是正しない場合、甲は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 3 乙は、第1項各号の一に該当した場合、又は前項に基づいて甲より本契約の全部又は一部を解除された場合、当然に期限の利益を失い、甲に対して負担する一切の金銭債務を直ちに履行するものとする。
- 4 甲は、第1項又は第2項により本契約を解除した場合に、違約金、損害賠償金等一切を支払わないものとする。
- 5 甲が第1項又は第2項により本契約を解除した場合、乙は、第26条の損害賠償責任を免れないものとする。

#### (反社会的勢力との関係排除)

第28条 甲及び乙は、自己及び自己の役員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業若しくは団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下総称して「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
    - (1) 暴力的な要求行為
    - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 第27条（契約の解除）第1項第9号に定める事由に該当したことにより、相手方から本契約の全部又は一部を解除された当事者は、自己に損害が生じた場合であっても、相手方に対して何らの請求を行うことができないものとする。また、当該相手方に損害が生じた場合は、第26条（損害賠償）の定めに従い、その賠償責任を負うものとする。

#### （輸出管理等）

第29条 乙は、甲から提供を受けた機密情報、製品や技術（以下「技術情報等」という。）を海外に持出し又は非居住者に提供する場合は、経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、関連法規に基づき適正な手続きをとるものとする。

2 乙は、甲から提供を受けた技術情報等を武器や兵器の開発又は製造に一切使用してはならない。

3 乙は、甲が提供した技術情報等を甲の承認なしに、直接又は間接に輸出してはならない。

4 乙は、甲に提供する納入物等が規制対象貨物又は技術等の輸出規制に該当するものである場合、それが初めて提供される時期に、甲に対して、その旨を通知するものとする。また、甲の求めに応じ、輸出手続きに必要な該非判定資料や技術資料の提供に協力するものとする。

5 乙は、本条における輸出規制関連法規のほか、本契約に関連して適用されるすべての法令を遵守するものとする。

#### （贈収賄行為の禁止）

第30条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 米国海外腐敗行為防止法、英国贈収賄法、不正競争防止法、その他適用される腐敗防止に関する法律及びマネーロンダリング防止に関する法令等（以下、合わせて「腐敗防止法」という。）に違反すること

(2) 甲若しくは乙のために取引を獲得若しくは保持する又は優位な立場を獲得することを目的に、直接的又は間接的に、金銭その他の有

形無形の利益の供与の申し出、供与、供与の約束又は供与の承認を促進する行為を行うこと

2 乙は、本契約の締結前に乙から甲に書面で開示され、甲の確認を受けたものを除き、乙のすべての取引を完全かつ正確に反映する財務記録を過去から保持していることを表明し、将来にわたっても保持するものとする。

3 甲は、乙に対し、腐敗防止法の遵守に関する状況について、確認を求めることができ、乙はこれに協力するものとする。

#### （契約の履行状況に関する説明及び監査）

第31条 甲は、本契約の履行状況（機密情報及び個人情報の管理状況、業務履行状況、委託体制の状況、贈収賄行為禁止の遵守状況等を含むが、これらに限られない。以下同じ。）を確認する必要がある場合には、甲又は甲の指名する者をして、乙の事業所等に立ち入って、乙に対してその説明を求め、又は乙に関係帳簿書類等を開示させてこれを閲覧及び謄写するなどして、本契約の履行状況について監査を行うことができ、乙はこれに協力するものとする。また、甲は、当該監査で得られた情報を第三者に開示すること、及び、第三者を指定して、当該第三者に本項の監査を行わせることができる。なお、かかる監査は、原則として、乙の営業時間内に、乙の業務を不合理に妨げない方法で行われるものとする。

2 乙は、本契約の有効期間中及び終了後5年間、本契約の履行状況にかかわる関係帳簿書類等を保管するものとし、甲は、前項の監査の目的においてこれを閲覧及び謄写すること及び監査で得られた情報を、執行機関、甲の顧客その他の第三者に開示することができる。

#### （電子契約における契約締結権限の表明保証）

第32条 本書を電磁的に作成し、甲乙双方にて記名押印に代わる電磁的处理を施す場合、甲及び乙は、本契約をメール認証による電子署名をもって署名する各個人が、本契約を締結するための正当な権限を与えられており、また法的能力を有していることを表明し、保証する。

#### （管轄裁判所）

第33条 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### （準拠法）

第34条 本契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。

(協議)

第35条 本契約に定めのない事項その他本契約の条項に関し疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ円満に解決を図るものとする。

以 上



## 別紙 1

## 業務委託仕様書

1	業務委託名	●●●●●
2	業務委託内容	
3	作業場所	指定なし
4	納入物	
5	納入場所	東京都千代田区平河町二丁目7番9号 株式会社 NTT データ経営研究所
6	納入日	20●●年●月●日
7	乙の実施責任者	住 所： 会社名： 組織名： 担当者： T E L：
8	甲の監督員	住 所：東京都千代田区平河町二丁目7番9号 会社名：株式会社 NTT データ経営研究所 組織名： 担当者： T E L：
9	その他	

## 別紙 2

### 確定検査における特約条項

#### (本別紙の適用)

- 第1条 甲が甲の顧客と締結した契約において、契約金額の支払の確定に検査を要する旨の記載があり、かつ、再委託先に対し甲と同様の義務を課する旨の記載があるものは、本別紙を適用し、本契約に添付された契約約款の記載に優先するものとする。
- 2 本別紙に特段の記載がない条件については、本契約に添付された契約約款の記載によるものとする。

#### (委託業務の遂行)

- 第2条 乙は、甲より委託された事業について、忠実に委託業務を実施しなければならない。
- 2 甲の顧客および当該顧客より指示を受けた甲は、本契約の適正な履行を確保するため、甲の顧客が指定する職員または甲の従業員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができるものとする。

#### (委託業務の変更、中止及び廃止)

- 第3条 乙は、甲の承認なく、委託業務を変更し、中止し、又は廃止することができない。
- 2 乙は、業務委託が自己の責に属しない事由または正当な事由により予定の期間内に完了することが困難となったときは、速やかに甲に対し理由を付してその旨を報告し、甲の指示を受けなければならない。

#### (再委託の制限)

- 第4条 乙は、業務の全部又は主要部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 業務達成のため、業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、乙は、あらかじめ再委託申請書を、甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認申請は、既に承認を受けた事項に変更を行う必要が生じた場合、又は再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合も同様とする。
- 4 前二項の規定により、乙が第三者に再委託した場合において、当該再委託先の相手方（複数の段階で再委託が行われる場合の再委託の相手方を含む。以下同じ。）の行為は乙の行為とみなす。また、当該再委託先は、乙が負っている本契約上の義務と同等の義務を負う。

#### (検査)

- 第5条 甲は、委託業務が完了したときは、業務の完了を確認するための検査を行い、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。ただし、検査に要する経費は総じて乙の負担とする。
- 2 甲の顧客の要請により、甲の顧客の指定する者又は甲は、その必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託金額の用途等について資料の提出を求め又は実地に調査することができるものとする。

#### (実績報告)

- 第6条 乙は、委託業務が完了したとき（委託業務を中止又は廃止したときを含む。）は、速やかに委託業務実績報告書を作成し、証拠書類を添えて、甲に提出するものとする。

#### (額の確定)

- 第7条 甲は、前項の委託業務実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なくその内容を検討し、適当と認めたときは、委託金額を確定して乙に通知するものとする。
- 2 前項の委託金額の確定額は、委託業務に要した経費の実支出額と契約要綱記載の契約金額のいずれか低い額とする。

#### (違約金)

- 第8条 甲は、乙が本契約により履行義務を果たさなかったとき又は不正行為があったときは、契約履行未済金額の100分の10を違約金として徴収し本契約の全部又は一部を解除することができる。

#### (談合等の不正行為に係る解除)

- 第9条 甲は、本契約に関して、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3に読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む）
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

- 第10条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

- 第11条 乙が第8条及び前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

（帳簿等）

- 第12条 乙は、委託業務に係る経費について、経費毎に区分し、その収支の内容を明らかにする帳簿を備えるほか、その証拠書類を委託業務終了後5年間整理保管しておかななければならない。

（秘密の保持）

- 第13条 乙又はその使用人は、本契約履行上知りえた事項を他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

（契約の解除）

- 第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、乙が本契約又は本契約に基づく甲の指示に違反したとき
  - (2) 乙の責めに帰すべき事由により、委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったとき
  - (3) 乙が甲との委託業務等に関して不正又は虚偽の報告をしたとき
- 2 前項以外の事由による契約の解除については、本契約に添付された契約約款の規定による。

## 地域課題解決に資する推進体制構築支援に関する調査研究等の請負

### 情報保護・管理要領

#### 目的

甲が総務省より受託した業務の一部を乙に委託するにあたり、乙が本契約に係る作業において取り扱う各種情報について、適正な保護・管理方策について明確にすることを目的とする。

#### 適用範囲

本契約に係る作業で取り扱う甲が交付又は使用を許可した全ての情報（電子データ、印刷された情報を含む。）を対象とする。

#### 本契約を受託する者が遵守すべき事項

乙は、本契約の履行に関して、以下の項目を全て遵守すること。

##### 1 作業開始前の遵守事項

乙は以下の(1)から(5)までの各項目に定める事項を定め、その結果を取りまとめた「情報管理計画書」を作成し、契約締結後 1 週間を目途に遅滞なく甲の承認を受けること。また、役務内容を一部再委託する場合は、(6)に定める事項に必要な情報を甲に提供し、甲の承認を受けること。

##### (1) 情報取扱者等の指定

「適用範囲」に定める情報を取り扱う者（以下、「情報取扱者」という。）を指定すること。また、情報取扱者のうち、情報取扱者を統括する立場にある者一名を情報取扱責任者として指定すること。なお、情報取扱者及び情報取扱責任者（以下、「情報取扱者等」という。）は、守秘義務等の情報の取り扱いに関する社内教育又はこれに準ずる講習等（以下、「社内情報セキュリティ教育」という。）を受講した者とする。

なお、「情報管理計画書」には、上記に従って指定した情報取扱者等の所属、役職、氏名及び社内情報セキュリティ教育の受講状況を明記すること。

##### (2) 情報取扱者等への教育・周知の計画策定

情報取扱者等を対象に実施する本契約での各情報の取り扱いや漏えい防止等の教育・周知に関する計画を策定すること。

##### (3) 情報の取り扱いに関する計画策定

本契約の作業に係る情報の取り扱いに関し、情報の保存、運搬、複製及び破棄において実施する措置を情報セキュリティ確保の観点から定めること。また、情報の保管場所を変更する場合における取り扱いについても定めること。

上記の情報の取り扱いに関して定める措置には、以下に示す措置を含めること。

- ・ 本契約の作業に係る情報を取り扱うサーバ、PC、モバイル端末について、脅威に関する最新の情報を踏まえた不正プログラム対策及び脆弱性対策を行うこと。
- ・ 総務省が「要保護情報」に指定した情報の取り扱いに、総務省、甲又は乙のいずれかの管理下でない

情報システム等（作業従事者の個人所有物である PC 及びモバイル端末を含む）を用いることを原則として禁止し、必要がある場合は甲の許可を得て用いること。

- ・ 総務省が「要保護情報」に指定した情報の保存に、総務省、甲又は乙のいずれかの管理下でない情報システム等又は電磁的記録媒体（作業従事者が私的に契約しているサービス及び作業従事者の個人所有物である電磁的記録媒体を含む。）を用いることを原則として禁止し、必要がある場合は甲の許可を得て用いること。
- ・ 総務省が「要保護情報」に指定した情報を電子メールにて送信する場合には、暗号化を行うこと。

#### (4) 作業場所の情報セキュリティ確保のための措置の決定

甲又は甲が指定する場所以外の作業場所において本契約に係る作業を行う場合は、情報に係るセキュリティ確保のために、作業場所の環境、作業に使用する情報システム等に講ずる措置を定めること。

上記の情報に係るセキュリティ確保のために定める措置には、以下に示す措置を含めること。

- ・ 総務省又は甲の情報システムにアクセス（一般向けに提供されているウェブページへのアクセスを除く。）する作業は、乙の管理下にあり、部外者の立入りが制限された場所において行うこと。
- ・ 本契約の作業に係る情報を取り扱う PC、モバイル端末等について、盗難、紛失、表示画面ののぞき見等による情報漏えいを防ぐための措置を講ずること。また、それらの措置を講じていない PC、モバイル端末等を用いた作業を制限すること。

#### (5) 情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合の対処手順等の策定

本契約に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害された又はそのおそれが生じた場合に備え、事前に連絡体制を整備し、甲に提示すること。

本契約に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害された場合又はそのおそれがある場合の対処手順を定めること。対処手順には、以下に示す対処を含めること。

- ・ 作業中に、情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがあると判断した場合には、直ちに、甲に、口頭にてその旨第一報を入れること。甲への第一報は、情報セキュリティインシデントの発生を認知してから遅くとも 1 時間以内に行われるように留意して行うこと。
- ・ 当該第一報が行われた後、発生した日時、場所、発生した事由、関係する乙の作業者を明らかにし、平日の 10 時から 18 時の間は 2 時間以内に、それ以外の時間帯は 8 時間以内に甲に報告すること。また、当該報告の内容を記載した書面を遅延なく甲に提出すること。
- ・ 甲の指示に基づき、対応措置を実施すること。
- ・ 甲が指定する期日までに、発生した事態の具体的内容、原因、実施した対応措置を内容とする報告書を作成の上、甲に提出すること。
- ・ 再発を防止するための措置内容を策定し、甲の承認を得た後、速やかにその措置を実施すること。

本契約の業務が国の安全に関する重要な情報の取り扱いを含む場合は、上記に加えて、以下に示す対処を対処手順に含めること。

- ・ 情報セキュリティの侵害による被害の程度を把握するために必要となる記録類を作成又は取得すること。これらの記録類は契約終了時まで保存すること。
- ・ 甲の求めに応じてこれらの記録類を甲に引き渡すこと。なお、ここでいう「情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合」には、以下の事象を含む。

- ・不正プログラムへの感染（乙におけるものを含む。）
- ・サービス不能攻撃によるシステムの停止（乙におけるものを含む。）
- ・情報システムへの不正アクセス（乙におけるものを含む。）
- ・書面又は外部電磁的記録媒体の盗難又は紛失（乙におけるものを含む。）
- ・要機密情報の流出・漏えい・改ざん（乙におけるものを含む。）
- ・異常処理等、予期せぬ長時間のシステム停止（乙におけるものを含む。）
- ・甲が乙に提供した又は乙にアクセスを認めた総務省又は甲の情報の目的外利用又は漏えい
- ・アクセスを許可していない総務省又は甲の情報への乙によるアクセス
- ・意図しない不正な変更等が発見された場合

#### (6) 再委託に係る情報セキュリティの確保

事前に甲の承認を得たうえで、本契約の役務内容を一部再委託する場合、乙自体が業務を実施する場合に求められる水準と同一水準の情報セキュリティ対策を再委託先においても確保させる必要があり、再委託先における情報セキュリティの十分な確保を請負者が担保するとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を甲に提供し、甲の承認を受けること。

## 2 請負作業中の遵守事項

### (1) 「情報管理計画書」に基づく情報セキュリティ確保

「情報管理計画書」に記載した、情報取扱者等への教育・周知、情報の取り扱い及び作業場所等の情報セキュリティ確保のための措置を実施すること。

### (2) 「情報管理簿」の作成

甲から貸与を受けた各種ドキュメント、電子データ類又は本契約に係る作業を実施するに当たり作成されたドキュメント、電子データについて、授受方法、保管場所、保管方法、作業場所、使用目的等を含む取扱方法を明確にするため、「情報管理簿」を作成すること。

### (3) 「情報管理計画書」の変更に関する報告

本契約に基づく請負作業中に、作業開始前に提出した「情報管理計画書」の内容と異なる措置を実施する場合は、以下の手続を行うこと。

- (ア) 情報取扱者等の異動を行う場合は、事前にその旨を甲に報告し承認を得ること。また、承認された異動の内容を記録し保存すること。
- (イ) 「情報管理計画書」に記載した情報取扱者等に対する教育・周知の計画を変更する場合は、当該箇所を変更した「情報管理計画書」を甲に提出し承認を得ること。
- (ウ) 「情報管理計画書」に記載した情報の取り扱いに関する計画又は作業場所等の情報セキュリティ確保のための措置を変更する場合は、当該箇所を変更した「情報管理計画書」を甲に提出し、承認を得ること。

(工) 一時的に「情報管理計画書」に記載した情報の取り扱いに関する計画又は作業場所等の情報セキュリティ確保のための措置とは異なる措置を実施する場合は、原則として事前にその旨を甲に報告し承認を得ること。

#### (4) 作業場所への監査の受入れ

甲以外の作業場所において本契約に係る作業を行っている場合に、甲がその施設及び設備に関し、甲が「情報管理計画書」に記載した作業場所等の情報セキュリティ確保のため措置が実施されていることを監査する旨申し出たときは、これを受け入れること。

#### (5) 情報セキュリティ対策の履行が不十分であった場合の対応

本契約に係る作業における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると甲が判断した場合、甲と協議の上、必要な是正措置を講ずること。また、是正措置の内容を「情報管理計画書」に反映させること。

### 3 請負作業完了時の遵守事項

#### (1) 情報返却等処理

本契約に係る作業完了時に上記 2(2)で作成した「情報管理簿」に記載されている全ての情報について、返却、消去、廃棄等の処理を行うこと。

なお、その処理について方法、日時、場所、立会人、作業責任者等の事項を網羅した「情報返却等計画書」を事前に甲に提出し、承認を得ること。

処理の終了後、その結果を記載した「情報管理簿」を甲に提出すること。

#### (2) 情報セキュリティ侵害の被害に関する記録類の引渡し

本契約の業務が国の安全に関する重要な情報の取り扱いを含む場合であって、業務遂行中に情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある事象が発生した場合、1 (5)に基づいて取得し保存している記録類を引き渡すこと。